

住宅・建築生産性向上促進事業のうち、住宅生産技術イノベーション促進事業 の公募についての公示

令和3年10月1日

国土交通省住宅局長 淡野 博久

次のとおり、住宅・建築生産性向上促進事業のうち住宅生産技術イノベーション促進事業の公募について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅・建築生産性向上促進事業のうち住宅生産技術イノベーション促進事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅建築分野における生産性向上に向けて、住宅・建築物の設計・施工・維持管理等に係る生産性向上に資する新技術・サービスの開発・実証等（以下「技術開発等」という）の取組について、優れた提案を応募した者に対し、国が当該技術開発等に要する費用の一部を補助することを通じて追従する取組を誘発し、より良い技術開発等が促進される市場環境を整備することを目的とする。

(3) 事業内容

住宅・建築物に係る政策課題である次の①～④の業務分野における生産性向上に資する技術開発等の取組について公募します。①～④の業務分野に横断的な取組でも構いません。

①住宅・建築物の設計業務に関する技術開発等

住宅・建築物の設計業務に関する技術開発等を募集します。テーマの例は以下のとおりです。

例・AI, IoTなどのICTの活用等による営業設計提案サービスや図面の自動作成の技術開発

- ・施主の要望内容の整理や設計の条件整理等に資する技術開発
- ・住宅等の性能の評価等の効率化、迅速化に資する技術開発
- ・リフォーム工事における積算業務の効率化に資する技術開発
- ・既存住宅・建築物の省エネルギー性能を向上させる改修・リノベーションに係る技術開発

②住宅・建築物の施工業務に関する技術開発等

住宅・建築物の施工業務に関する技術開発等を募集します。テーマの例は以下のとおりです。

例・AI, IoTなどのICTの活用等による住宅等の建築工事の工程・品質管理の効率化等に資する技術開発

- ・製品の規格化等による施工効率化に資する技術開発
- ・ロボットの活用等による住宅等の建築工事の省力化、工期短縮等に資する技術開発
- ・施工過程の脱炭素化に資する住宅生産工法の開発
- ・施工現場における施工性の高い断熱工法の技術開発

③住宅・建築物の維持管理業務に関する技術開発等

住宅・建築物の維持管理業務に関する技術開発等を募集します。テーマの例は以下のとおりです。

例・AI, IoTなどのICTの活用等による既存住宅・建築物の日常的または定期的な点検、劣化状況等の検査、診断の高度化、効率化に資する技術開発

- ・既存住宅・建築物の改修、リノベーション、維持管理に係る省力化やコストの低減に資する技術開発
- ・既存住宅・建築物の省エネルギー性能の把握方法や評価技術の開発

④その他の住宅・建築分野における生産性向上に資する技術開発等

①～③のほか、住宅・建築分野における生産性向上に資する技術開発等を募集します。

(4) 補助金の額

一応募当たりの補助金の額は、当該事業に要する経費の2分の1以内の額とし、一事業当たり5,000万円を限度とします。

2. 補助対象事業者の要件

(1) 応募者は、補助を受けて実施する事業期間（最長3年間）内での実用化と、その後の市場化に向けて取り組もうとするものとします。

(2) 応募者は、次の①～⑦に該当し、共同技術開発契約を締結して技術開発を行おうとする者とします。

- ① 技術開発等を確実に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ② 技術開発等を確実に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ③ 技術開発等に係る経理その他の事務について、的確な管理体制・資格及び処理能力を有すること。

- ④ 技術開発等の事業期間（最長3年間）内での実用化を達成するために必要な体制及び能力を有すること。
 - ⑤ 平成30年度以降、国土交通省住宅局が所管する他の補助事業において補助金返還命令を受け、事業実施期間において本補助金への申請が制限されていないこと。
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員ではないこと、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係にないこと。
 - ⑦ 応募者の構成員は、二以上であること。また、国の機関は、応募者の構成員となることはできない。
- (3) 応募者は、1.(3)に掲げるテーマについて、一つに限り応募することができます。同一の応募者が複数の提案を応募することはできません。また、同一の内容で、国の他の補助金等を受けている事業の応募は認められません。
- (4) 応募に際し、構成員が複数の提案に参加する場合、その構成員が参加する提案の上限は2提案とします。なお、複数の技術開発等に参画することにより、補助金の交付を受けた者としての責務が果たせなくなるよう十分考慮の上、応募してください。

3. 選定基準

(1) 技術開発等の必要性

開発・実証等しようとする新技術・サービスについて、生産性向上の観点から、その必要性について審査します。

(2) 技術開発等の先導性

開発・実証等しようとする新技術・サービスが既存の類似の技術・サービスと比較して、どのような点において先導性があり、優れているかについて審査します。

(3) 技術開発等の実用化の実現可能性

技術開発等の実施内容及び実施体制、実用化に向けた具体的なロードマップについて審査します。

(4) 技術開発等の生産性向上の効果と実証方法

開発・実証等しようとする新技術・サービスが生産性向上に資する効果(目標)について、根拠を含め定量的に示していただき、効果とその実証方法について審査します。

(5) 技術開発等の成果の市場化の見通し

本補助事業で得られる成果（実用化された新技術・サービス）の取扱いや市場化に向けた取組（想定される課題への対応等）を示していただき、本補助事業の成果が市場化につながるものであるか、特定の企業のみでとどまらず、幅広く活用されるものであるか、また、追従する取組を誘発するものであるかについて審査します。

（6）その他

過去に本補助金の交付を受けた者で、事業の執行に関し不適切な対応があった等、本補助事業の採択にあたって不適切と認められる者が構成員に含まれる場合は、当該応募者の提案を不採択とする場合があります。

4. 募集要領の交付期間及び場所

（1）公募期間

令和3年10月1日（金）から令和3年10月29日（金）まで

（2）募集要領の配布

次のホームページからダウンロードしてください。

https://www2.hyoukakyokai.or.jp/innovation/boshuu_r3_2/

5. 応募書類の提出期限及び提出方法

（1）提出期限

令和3年10月29日（必着）

（2）提出先

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会（住宅生産技術イノベーション促進事業事務局）
〒162-0825

住所：東京都新宿区神楽坂1丁目15番 神楽坂1丁目ビル6F

電話：03-5229-7442 FAX：03-5229-7443

メール：innovation@hyoukakyokai.or.jp

（3）提出方法

郵送。詳細は募集要領を参照してください。

6. 問い合わせ先

（1）事務局

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会（住宅生産技術イノベーション促進事業事務局）

5 (2) 参照

(2) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 担当：池本

電話 03-5253-8111(内線39-471)

電子メール ikemoto-y2ze@mlit.go.jp

7. 採択

応募のあった提案について、学識経験者からなる審査委員会において書面審査及びヒアリング審査を行い、採択を決定します。

なお、ヒアリング審査は、書面審査により選定された提案について行います。

ヒアリング審査は、令和3年11月中旬頃を実施する予定であり、詳細については応募者に個別にお伝えします。

8. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(3) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行いません。

(4) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にすることがあります。

(5) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

(6) 詳細は募集要領によります。